

保護者様

平成28年6月10日

京都市立大宅小学校  
校長 南亭

## 保存版

# 地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校では、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報にご注意ください。

## 記

1. 登校前に発生した場合・・・ 当日は 臨時休業

2. 前日に発生した場合・・・ 翌日は（原則として）臨時休業

- ・ただし、安全が確認できたら、授業を実施します。  
この場合、授業実施の旨をホームページに掲載またはメール配信にてご連絡します。  
また、地域委員の方にもご連絡いたします。

3. 休業日（土・日曜日、祝日、日曜参観の代休日・運動会<土曜日>の代休日）、または、休業前日に発生した場合

・・・ 休業日明けの日は （原則として）臨時休業

- ・ただし、安全が確認できたら、授業を実施します。  
この場合、授業実施の旨をホームページに掲載またはメール配信にてご連絡します。  
また、地域委員の方にもご連絡いたします。

4. 児童が登校した後で発生した場合

- ①下校の安全が確認できるまで・・・ 学校で待機します
- ②下校の安全が確認できた場合・・・ （通常通り）下校します
- ③下校の安全が確認できない場合・・・ 保護者のお迎えを待つ（全児童）  
お迎えが来られるまで、全児童、学校で待機となります。

◎台風時の「暴風警報」「特別警報（※大雨・暴風など6種類）」の発令などの「緊急事態」が発生した場合は、裏面のようになり、地震（京都市において震度5弱以上）の場合とは異なった措置となります。

5. お願い

- ◎各家庭で報道を確認してください。電話での問い合わせは殺到するおそれがありますのでおひかえください。
- ◎緊急の場合は、学校にご連絡ください。（591-0015）
- ◎このプリントは、ご家庭の目につくところに貼っておいてください。

# 保存版

## 台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校では、台風により京都市（※テレビ、ラジオではこれまでどおり「京都府南部又は京都・亀岡地域」で報道される場合があります。）に「暴風警報」又は「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」が発令されている場合は、下記のような措置をとりますのでテレビ・ラジオ・インターネット等の情報にご注意ください。

### 記

#### 1. 登校前に発令された場合

##### ＜暴風警報の場合の措置＞

- ① 午前7時までに解除になった場合……平常授業
- ② 午前9時までに解除になった場合……午前10時30分頃に登校  
3校時(10時45分)から始業
- ③ 午前11時までに解除になった場合……午後1時30分頃に登校  
5校時(1時50分)から始業(給食なし)  
ただし、午後の授業がない学年・クラスは、登校しなくてよい。
- ④ 午前11時現在、解除にならない場合(発令中の場合)……臨時休業

##### ＜特別警報の場合の措置＞

- ① 午前0時<真夜中>までに解除になった場合……午後1時30分頃に登校  
5校時(1時50分)から始業(給食なし)  
ただし、午後の授業がない学年・クラスは、登校しなくてよい。
- ② 午前0時<真夜中>現在、解除にならない場合(発令中の場合)……臨時休業

#### 2. 児童が登校した後で発令された場合……集団下校

- ◎各家庭で報道を確認してください。電話での問い合わせは殺到するおそれがありますのでおひかえください。
- ◎緊急の場合は、学校に連絡ください。(591-0015)
- ◎このプリントは、ご家庭の目につくところに貼っておいてください。
- ◎時間をずらした始業の場合は、登校班での集団登校はしませんが、できるだけ誘い合って来てください。  
通常の旗当番は難しいと思いますので、立てる人が立っていただき子どもたちを見守ってくださいますようお願いします。
- ◎地震(京都市において震度5弱以上)の場合は、裏面のようになり、台風時の「暴風警報」「特別警報(※大雨・暴風など6種類)」の発令などの「緊急事態」が発生した場合とは、異なった措置となります。

「暴風警報」「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」が、「臨時休業」に関係します。  
○大雨警報 ○洪水警報 ○強風警報 ○雷警報などの発令があっても、臨時休業には関係ありません。

#### おぼえ書き欄

- 別紙の「台風等の緊急時における子どもの帰宅について」で、  
「暴風警報の発令などの緊急事態が発生した場合」に、ご回答  
いただいた番号のおぼえ書きとしてお使いください。

番号

# 保存版

## 台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校では、台風により京都市（※テレビ、ラジオではこれまでどおり「京都府南部又は京都・亀岡地域」で報道される場合があります。）に「暴風警報」又は「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」が発令されている場合は、下記のような措置をとりますのでテレビ・ラジオ・インターネット等の情報にご注意ください。

### 記

#### 1. 登校前に発令された場合

##### <暴風警報の場合の措置>

- ① 午前7時までに解除になった場合……平常授業
- ② 午前9時までに解除になった場合……午前10時30分頃に登校  
3校時(10時45分)から始業
- ③ 午前11時までに解除になった場合……午後1時30分頃に登校  
5校時(1時50分)から始業(給食なし)  
ただし、午後の授業がない学年・クラスは、登校しなくてよい。
- ④ 午前11時現在、解除にならない場合(発令中の場合)……臨時休業

##### <特別警報の場合の措置>

- ① 午前0時<真夜中>までに解除になった場合……午後1時30分頃に登校  
5校時(1時50分)から始業(給食なし)  
ただし、午後の授業がない学年・クラスは、登校しなくてよい。
- ② 午前0時<真夜中>現在、解除にならない場合(発令中の場合)……臨時休業

#### 2. 児童が登校した後で発令された場合……集団下校

- ◎各家庭で報道を確認してください。電話での問い合わせは殺到するおそれがありますのでおひかえください。
- ◎緊急の場合は、学校に連絡ください。(591-0015)
- ◎このプリントは、ご家庭の目につくところに貼っておいてください。
- ◎時間をずらした始業の場合は、登校班での集団登校はしませんが、できるだけ誘い合って来てください。  
通常の旗当番は難しいと思いますので、立てる人が立っていただき子どもたちを見守ってくださいますようお願いします。
- ◎地震(京都市において震度5弱以上)の場合は、裏面のようになり、台風時の「暴風警報」「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」の発令などの「緊急事態」が発生した場合とは、異なった措置となります。

「暴風警報」「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」が、「臨時休業」に関係します。

- 大雨警報 ○洪水警報 ○強風警報 ○雷警報などの発令があっても、臨時休業には関係ありません。